

旅行契約の取扱いに関する特約

特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

旅行契約の取扱いに関する特約

第1条 (総則)

旅行契約の取扱いに関する特約（以下「本特約」という）は加盟店が信用販売における商品等として旅行契約を取扱う際に遵守すべき事項を定めた特約です。

第2条 (用語の定義)

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、JCB加盟店規約（以下「原規約」という）に従うものとします。

- (1)「旅行契約」とは、旅行業法第2条第4項に定める企画旅行契約（以下「企画旅行契約」という）および同法第2条第5項に定める手配旅行契約（以下「手配旅行契約」という）を個別にまたは総称していいます。
- (2)「企画旅行」とは、企画旅行契約に係る旅行商品をいいます。
- (3)「手配旅行」とは、手配旅行契約に係る旅行商品をいいます。
- (4)「事前決済」とは、信用販売のうち、第3条および第4条各項に基づく決済をいいます。
- (5)「利用契約店」とは、加盟店との間で、手配旅行に係る送客契約を締結している宿泊施設等をいいます。

第3条 (企画旅行に係る事前決済)

- 1.原規約の定めにかかわらず、会員と加盟店との間で、約款（旅行業法の規定に基づき制定される標準旅行業約款をいう。以下同じ）に基づき信用販売に係る企画旅行契約が成立した時点で、加盟店は、会員に対する企画旅行契約の旅行代金に係る売上債権につき当社に立替払いを請求することができるものとします。
- 2.前項に基づく決済を行った後、会員から企画旅行契約を取消し、または変更する旨の申込みを受けた場合、加盟店は、当該企画旅行契約の取消または変更を確定させた時点で、会員からカードに関する情報を取得し、それに基づき信用販売により会員に対して取消料（キャンセルチャージ）または変更料に係る売上債権につき当社に立替払いを請求することができるものとします。

第4条 (手配旅行に係る事前決済)

- 1.原規約の定めにかかわらず、会員と加盟店との間で、約款（旅行業法の規定に基づき制定される標準旅行業約款をいう。以下同じ）に基づき信用販売に係る商品等の提供契約である手配旅行契約が成立した時点で、①利用契約店が会員に対して旅行代金に係る売上債権を取得し、かつ②当該売上債権につき加盟店が立替払いすることによって会員に対する求償権を取得したうえで、③当該求償権につき加盟店は当社に立替払いを請求することができるものとします。
- 2.前項に基づく決済を行った後、会員から手配旅行契約を取消し、または変更する旨の申込みを受けた場合、当該手配旅行契約の取消または変更を確定させた時点で、①利用契約店が会員に対して取消料（キャンセルチャージ）または変更料に係る売上債権を取得し、②当該売上債権につき加盟店が立替払いすることによって会員に対する求償権を取得したうえで、③加盟店は、会員からカードに関する情報を取得し、それに基づき、立替払いを請求することができるものとします。

第5条 (事前決済対象の制限および売上日)

- 1.加盟店が事前決済で取扱うことができる商品等は、企画旅行契約における役務および加盟店が利用契約店として手配旅行に係る送客契約を締結している宿泊施設等が提供する役務に限るものとします（決済対象は旅行代金および取消料・変更料ならびにこれらに関する税金、サービス料その他の諸費用に限る）。
- 2.事前決済の対象とすることのできる旅行契約は、旅行契約の旅行開始日から起算して3ヵ月（以下「事前決済期間」という）以内のものに限るものとします。ただし、両社が承諾した場合には、両社が承諾した期間に事前決済期間を延長できるものとします。
- 3.前項にもかかわらず、当社またはJCBから事前決済期間の短縮を求めた場合、加盟店は速やかにこの要請に対応するものとします。
- 4.原規約の定めにもかかわらず、信用販売のうち旅行代金については、約款に基づく旅行契約の成立日を信用販売の売上日とします。

第6条 (会員の承諾等)

加盟店は、会員から事前決済の申込みを受けた場合、約款に基づき旅行契約が成立するまでに、以下の内容を、会員に対し告知し、会員からの承諾を得るものとします。

- (1)旅行契約が成立した場合、申込みの承諾の旨を電子メール等により通知する旨
- (2)旅行契約が成立した日以降、旅行契約の旅行開始日以前に、旅行代金に係る売上の計上および会員請求を行う旨
- (3)旅行契約の取消し・変更について会員より取消料または変更料を徴収する場合にはその旨およびキャンセルポリシー
- (4)第3条第2項または第4条第2項の決済方法を採用する場合には次の旨
「会員から旅行契約の取消し・変更の申込みがなされた場合、当該旅行契約の取消または変更が確定した時点で、取消料または変更料につき、会員が提供したカードに関する情報に基づき信用販売により決済が行われる旨」

第7条 (旅行契約取消方法等)

- 1.加盟店は、会員より旅行契約の取消または変更の申込みを受けた場合、第6条(3)に基づき会員から承諾を取得したキャンセルポリシーに基づき旅行契約の取消または変更を認めるものとします。かかる場合、加盟店は、原規約に基づき信用販売の取消しを行うものとします。
- 2.加盟店は、旅行契約の取消または変更の確定後、以下の内容が記載された「取消・変更確認書」を会員宛に送付するものとします。なお、会員の承諾がある場合、加盟店は以下の内容を電子メール等で送信することにより「取消・変更確認書」の送付に代えることができるものとします。
 - (1)会員の氏名・住所・連絡先
 - (2)旅行契約の取消し・変更された旅行契約の内容に関する明細
 - (3)旅行契約の取消し・変更により発生する取消料・変更料の金額
 - (4)第3条第2項または第4条第2項の決済方法を採用する場合は、第6条(4)の内容
- 3.原規約の定めにもかかわらず、信用販売のうち旅行契約の取消料または変更料については、約款に基づく取消料または変更料が発生した日以降であって信用販売の対象となった商品等の対象たる旅行契約の取消または変更があった日を信用販売の売上日とします。

第8条 (本特約の取扱いの終了)

- 1.本特約の取扱いは、原規約に基づく加盟店契約が終了したときに当然に終了するものとします。
- 2.前項の定めにかかわらず、当社、JCBまたは加盟店は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより、本特約の取扱いを終了させることができるものとします。

第9条 (適用関係および読替え)

本特約で定めのない事項については、原規約を合理的な限度で以下のとおり読み替えて準用するものとします。

- (1)「信用販売」を「事前決済」に読み替えます。
- (2)「本規約」および「本契約」を「本規約および旅行契約の取扱いに関する特約」および「本契約および旅行契約の取扱いに関する特約」に読み替えます。

乗車券等の取扱いに関する特約

第1条 (総則)

- 1.乗車券等の取扱いに関する特約（以下「本特約」という）は、JCB加盟店規約（以下「原規約」という）に基づいて、第2条に定義する乗車券等の信用販売を行う場合の特約事項を定めるものです。
- 2.本特約に定めのない事項については、合理的な限度で原規約における「本規約」を「原規約および本特約」と読み替えたうえで、原規約を準用するものとします。

第2条（用語の定義）

本特約の用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとします。

- (1)「乗車券等」とは、鉄道乗車券・国内航空券・国際航空券・船舶乗船券、ならびにこれらの定期券、回数券、座席等の指定券、特急券、急行券、特別車両・特別室の利用券等をいいます。
- (2)「C制表示」とは、乗車券等の表面に、押印・印字・手書きによる記入等の方法により、「C制」等のカードによる購入を示す文字を表示することにより、当該乗車券等がカードにより信用販売がなされたことが客観的に確認できるように処理することをいいます。

第3条（乗車券等へのC制表示の義務）

加盟店は、会員に対し乗車券等の信用販売を行う場合、乗車券等にC制表示を行うものとします。

第4条（信用販売の取消し）

加盟店は、会員より乗車券等の信用販売の全部または一部の取消しを求められた場合には、現金による払い戻しは行わず、原規約に基づき信用販売の取消しを行うものとします。なお、会員から信用販売の取消しを求められた乗車券等に既利用分と未利用分が併存している場合、加盟店は、当該乗車券等に係る信用販売全体を取消したうえで、原規約に基づき既利用分の乗車券等の信用販売に係る売上票等を送付または送信するものとします。

第5条（本特約の取扱いの終了）

- 1.本特約の取扱いは、原規約に基づく加盟店契約が終了したときに当然に終了するものとします。
- 2.前項の定めにかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより、本特約の取扱いを終了させることができるものとします。

(AT003・20220531)